

# 11 ほか その他

## 1 ふくし「福祉のまちづくり」すいしんの推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが活動しやすく、安全で快適に生活できる「福祉のまちづくり」が重要な課題となっています。

このため、総合的かつ計画的な公共施設の改善・整備、人にやさしい市民意識の醸成等、ハード・ソフト両面に及ぶ「福祉のまちづくり」を推進しています。

### (1) 新規施設の福祉環境整備

本市の施設については、平成7年（1995年）に「広島市公共施設福祉環境整備要綱」を施行して以降、この要綱に定める基準により福祉環境整備を推進するとともに、民間施設については、「広島県福祉のまちづくり条例」に定める基準により指導や助言をしています。

### (2) 福祉のまちづくり環境整備事業

「広島市公共施設福祉環境整備要綱」の施行までに整備された本市施設についても、順次、バリアフリー化を進めています。

### (3) 広島市バリアフリーマップによる情報提供

市内中心部やJR駅周辺等の、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況等についての情報を取りまとめ、マップ形式によりインターネット上（<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity-bfm/Portal>）で公開し、市民に情報を提供しています。

〔問合せ先〕 ・市の公共施設の福祉環境整備、広島市バリアフリーマップについて

市健康福祉企画課（TEL 504 - 2144）

・民間施設の福祉環境整備について

市建築指導課（TEL 504 - 2288）または各区建築課（綴じ込み）

## 2 けいはつかつどう啓発活動<sup>すいしん</sup>の推進

### (1) ひろしまフラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置

① 期 間 5月3日から5月5日

（ひろしまフラワーフェスティバル期間中）

② 場 所 平和大通り「国際会議場」前緑地帯

③ 内 容 パレードへの参加、広場でのステージ、就労支援製品の販売など

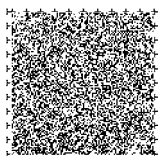
### (2) 障害者週間記念行事

12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」として法律で定められており、この期間内に、次のような事業を実施しています。

① 広島市中心身障害者更生援護功労者等表彰

② 障害者週間記念のつどい「文化祭」の開催

③ ポスターの作成、配布



### 3 くるま かしだ 車の貸出し

社会福祉協議会では、市民・企業などの皆様の温かい善意によりご寄附いただいた車いすを配置し、在宅で車いすが緊急かつ一時的に必要な方などに対して無料で貸出しを行っています。

車いすの貸出し期間は原則として2か月単位で、最長6か月までとなっています。

車いすの貸出しなどについては、各区社会福祉協議会、または広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係（120頁）にお問い合わせください。

### 4 しちょうかくしょうがいしゃよう きき かしだ 視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出し

障害者同士、あるいは障害者と健常者が一緒にイベントを楽しむことができるよう視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出しを行っています。

#### ○点字カラオケ

〔対 象〕 原則として、市内に住所を有する視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けた方が複数人含まれる5人以上の団体。

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 （公社）広島市視覚障害者福祉協会

TEL：264-4966、FAX：567-4977

#### ○ヒアリンググループ

〔対 象〕 原則として、市内に住所を有する難聴者で補聴器を利用している方が複数人含まれる5人以上の団体。

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 広島市中途失聴・難聴者協会

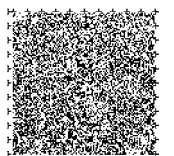
TEL：263-4698（FAX 兼用）

### 5 ひろしまし じょうほう く 広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター

ボランティア活動に関心のある方、活動を希望する方やボランティアの援助を希望する方々などのために、広島市社会福祉協議会（120頁）に広島市ボランティア情報センター、各区社会福祉協議会（120頁）に区ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談、活動の調整、併せて社会福祉関係図書、資料・ビデオ（DVD）・福祉機材の貸出しを行っています。

また、福祉に関する体験学習を通じて市民の助けあいの心を育むことを目的とし、「体験！発見!! ほっとけん!!!」を合い言葉にやさしさ発見プログラム事業も実施しています。

ホームページ <https://shakyo-hiroshima.jp/>



## 6 広島市視覚障害者情報センター

ひろしまし し かくしょうがいしゃじょうほう

視覚障害者がICT等を活用して、より豊かで質の高い生活を送れるよう、視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供を行っています。

〔場 所〕 広島市中区富士見町 11 - 27 広島市保健所等合築施設 2 階

〔T E L〕 240-1220 FAX 258-4018

〔開設時間〕 月曜日～金曜日（国民の祝日、8月6日、年末年始は除く。）の9時から17時

〔ホームページ〕 <https://hiroshimashi.jouhoucenter.jp>

## 7 マーガレットサイト（広島市障害者支援情報提供サイト）

ひろしまし しょうがいしゃ し えんじょうほうていきょう

障害や障害のある方に対する理解を深める情報、障害のある方に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信しています。

当サイトの個人会員としてご登録いただくことで、最新の掲載情報を受け取ることもできます。

〔U R L〕 <https://shougai-hiroshimacity.jp/>

〔QRコード〕



## 8 身体障害者手帳・療育手帳で受けられるサービスガイド

しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう う

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方の障害の程度などを選択して回答することで、本市で利用可能なサービスをご確認いただけます。

〔U R L〕 <https://ttzk.graffer.jp/city-hiroshima/disability-support>

〔QRコード〕



## 9 青い鳥郵便葉書の無償配付

あお とりゆうびん は がき むしょうはいふ

身体障害者および知的障害者の福祉に対する理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体障害者および知的障害者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書をお入れして無料で差し上げる施策を令和6年度は次のとおり実施しました。

令和7年度以降の実施については、引き続き検討して参ります。

〔対 象〕 ・重度の身体障害者（1級または2級の方）

・重度の知的障害者（療育手帳にA（または1度・2度）と表記されている方）

〔受付期間〕 令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで

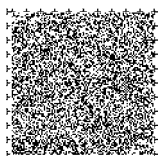
〔配付葉書〕 通常郵便葉書（「くぼみ入り」、「無地」または「インクジェット紙」）

通常郵便葉書 胡蝶蘭（「無地」または「インクジェット紙」）

※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした葉書です。

〔配付枚数〕 1人につき20枚

〔申 込 先〕 郵便局



## 10 駐車禁止除外指定車標章の交付

次の対象に該当する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

〔対 象〕 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳

- ・視覚障害 1～3級、4級の1
- ・聴覚障害 2級、3級
- ・平衡機能障害 3級
- ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・下肢不自由 1～4級
- ・体幹不自由 1～3級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能) 1級、2級  
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1～4級
- ・心臓機能障害 1級、3級
- ・じん臓機能障害 1級、3級
- ・呼吸器機能障害 1級、3級
- ・ぼうこうまたは直腸の機能障害 1級、3級
- ・小腸機能障害 1級、3級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
- ・肝臓機能障害 1～3級

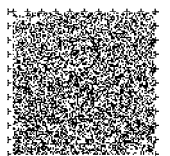
を持っている方

(2) 療育手帳(A)またはAを持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による駐車禁止および時間制限駐車区間の規制対象から除きます(ただし、バス専用レーン時間帯に駐車出来ません。)

〔問合せ先〕 住所地を管轄する警察署



## 11 自動車事故被害者援護制度

自動車事故被害者を支える、「介護料等支給業務」、「育成資金貸付」、「療護施設設置・運営」の支援を行っています。

### (1) 介護料等支給

〔支援概要〕 自動車事故により脳、脊髄等に重い損傷を負い、常時または随時の介護を要する方等に、介護サービスおよび介護用品の購入等の費用を介護料として支給しています。また、介護料受給者や介護者を対象に訪問支援や交流会も行っています。

〔対象〕 介護料支給の対象として、自動車損害賠償保障法施行令等の基準がありますので、お気軽にご相談ください。

(参考)

| 交通事故による介護料支給対象者 |                       | 支給額（月額）          |
|-----------------|-----------------------|------------------|
| 特Ⅰ種             | Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方  | 85,310円～211,530円 |
| Ⅰ種（常時要介護）       | 自賠法施行令別表第一第1級第1号または2号 | 72,990円～166,950円 |
| Ⅱ種（随時要介護）       | 自賠法施行令別表第一第2級第1号または2号 | 36,500円～83,480円  |

※「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

### (2) 育成資金貸付

〔支援概要・対象要件等〕 自動車事故により死亡または重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、育成資金の無利子貸付を行っています。

また、お子様を対象とした交通遺児等友の会活動を年に1回実施し、会員参加者同士でさまざまな体験会を通して交流をしています(会費等は一切不要です。)

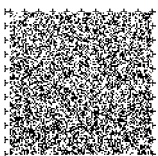
〔貸付内容〕

- 一時金 155,000円
- 育成資金（月額） 10,000円または20,000円（選択制）
- 入学支度金 44,000円（小・中学校入学時、希望者のみ貸付）

### (3) 相談業務

〔支援概要〕 ○ 「介護料受給資格を有する方を対象に、在宅介護等に関する相談」、「交通遺児等の家庭の身近な生活全般にわたる問題の相談」

・NASVA 広島主管支所 TEL：297-2255



- 交通事故に関する各種相談窓口、NASVA のサービスについてのご案内  
土・日・祝日・年末年始を除く 10 時～12 時、13 時～16 時  
・NASVA 交通事故被害者ホットライン  
TEL：0570-000738  
[PHS・IP 電話] 03-6853-8002

〔問合せ先〕 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所  
〒733-0036  
西区観音新町二丁目 4-25 第一菱興ビル1階  
TEL 297-2255

## 12 ヘルプマーク・ヘルプカード

### ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくするためのマークです。

### ○ヘルプカード

障害のある方などが、災害や緊急時、また、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載し、周囲の方に提示して支援を求めるカードです。

〔配付場所〕 市障害福祉課、各区福祉課（裏表紙）、出張所（122 頁）

- 〔配付方法〕
- ご希望の方に無償で配付します。
  - 配付にあたり、障害者手帳、身分証明書等の提示、申請書等の提出は不要です。
  - 配付はお一人につき、1 個 1 枚です。
  - ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。
  - 広島県内にお住まいの方に限ります。

